



神奈川ネット 市政報告

No.141

発行日：2024年8月7日



市議 布瀬めぐみ



市議 吉田なな

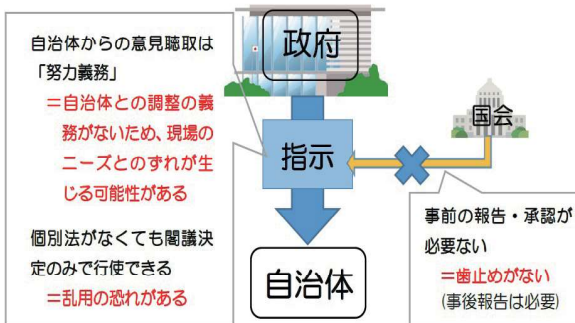
国と地方自治体が 対等から上下へ

今年6月19日「地方自治法の一部を改訂する法律」が成立してしまいました。(図を参照)大和市議会ではこの改訂に反対する「地方自治法改正案を受け、国に地方分権の推進を求める陳情」が出されましたが、賛成少数で否決されました。

国と自治体は「対等・協力」の関係が原則

今までは、地方自治法で決められたルールで国の関与は必要最小限に行われるよう規定されていました。国と自治体は「対等・協力」の関係が原則だからです。

非常事態の際は、個別法の規定に基づき国と自治体が連携して対応し、国が必要な指示を行います。



地方自治の危機！ 布瀬めぐみ(大和市議)

うことが規定されています。

しかし、今回具体的な事態を想定しないまま、新たな国の指示権を創設しました。国の関与が許されていなかった自治事務への関与が可能となり、地方自治法が骨抜きになった形です。

これは憲法第92条の「地方自治の保障」を否定し、住民の意見反映と、民主主義を否定する

公共施設こそ石けんの設置を

布瀬めぐみ(大和市議)

石けんは、合成洗剤よりも洗浄力が高く、環境にも肌にも優しく、新型コロナウイルス等のウイルスも効果的に除去できる、三方よしの洗浄剤です。

合成洗剤の設置が増えた公共施設や学校

今年、神奈川ネットが市民と共に行った、「公共施設・学校における石けんの使用状況調査」は、表の通りです。(表参照)

コロナ禍を経て、以前に比べて合成洗剤のみや、石けん併用している施設が増えていることが分かりました。

また、市への聞き取りから、公立保育園は全て石けんで洗っていること、学校給食調理場では、食器や食缶はできるだけ石けんで洗っていることが分かりました。

とも捉えられます。

地域の事は 地域で決める

本来、非常時こそ住民に近く、住民の意思を反映できる地方自治体が自主性・自律性を発揮していくものであるにもかかわらず、この新たな指示権はその力を弱めるものです。非常時こそ地域の事は、住民や地域主体で決めていくべきです。国の権限で物事を決めるのはおかしい、と地方自治体が声を上げていかなければなりません。

表) 公共施設・学校における石けんの使用状況市民調査結果

場所	施設数	調査数	石けんのみ	石けんと合成洗剤	合成洗剤のみ
学習センター	5	5			5
コミセン	20	12	3	7	2
小学校	19	3	1	2	
中学校	9	3	1	1	1
市役所	1	1		1	

市は石けん使用に 前向き

市長に石けん使用の推進に向

けた考えを質問したところ、「石けんは合成洗剤と違い、河川などの環境汚染や市民の健康への影響が少ないこと、感染対策にも効果があることから、今後より一層市民や事業者への周知と、公共施設への石けん設置に取り組み、石けん使用を推進していく」と答弁しました。神奈川ネットが言い続けてきた「なぜ石けんがいいのか」に理解を示し、使用を推進していく姿勢が分かり、嬉しく思います。

また、「公共施設を管理する様々な施設管理者や、管理を委託された指定管理者に対し、石けん使用を促す広報を行っています。今後、石けんには抗菌抗ウイルス効果があることも重ねて周知し、業務委託等の仕様書へ石けんを使うよう明記するなど、更なる石けん設置が進むよう取り組んでいく」と、取り組みをさらに進めていく答弁もありました。

誰もが使える 公共施設となるように

学習センターやコミュニティセンター、学校等は、様々な人が利用する施設です。化学物質による健康被害や環境汚染へのリスクを低減していくためにも、全ての施設で石けんが使用されるよう、今後も市民と共に調査し、提案し続けます。

※石けんとは、成分表示に「石けん素地」や「カリ石けん素地」「純石けん分(脂肪酸ナトリウム、脂肪酸カリウム)」と書いてあるものです。固形も液体もあります。

*6月議会では、他に「多世代が集う居場所」について質問しました。

布瀬めぐみの
一般質問はホームページでもご覧いただけます。
こちらのQRコードからお入りください。



議会や市政の報告をし皆さんからお話を伺う場です。
お気軽にご参加ください。(直接会場にお越し下さい)

9月30日以外の時間はすべて10:00~12:00 出入り自由です。

- 9月27日(金) シリウス604(布瀬)
- 9月30日(月) ポラリス room3 14:00~16:00(吉田)
- 10月 3日(木) イコーザ308(布瀬)
- 10月 3日(木) つきみ野学習センター 201(吉田)
- 10月 1日(火) みんなのスペースわにわに(布瀬)
- 10月 10日(木) ポラリスroom3(布瀬)
- 10月 11日(金) 事務所(住所は下記ご参照ください)(布瀬)
- 大和市桜森3-4-13桜森スクエアⅢ1階